三原市農業委員会第５回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時　　令和８年５月25日（月）　午後２時00分
場所　　三原市役所３階　会議室301・会議室302

2. 委員の出席状況

出席委員　農業委員18名　議席番号・氏名　次のとおり

１番	新庄　實雄	２番	花山　哲男	３番	－
４番	林　壽彦	５番	竹廣　愛	６番	信藤　延夫
７番	平木　時治	８番	武郷　勝巳	９番	生駒　健人
10番	山本　明雄	11番	山口　郁惠	12番	阪井　瑞枝
				15番	山口　龍子
16番	河村　博	17番	佐々木　豊彦	18番	井長　哲
19番	兼光　一美				

欠席委員

３番　　久留本　忠美

3. 議事録署名人

10番　　山本　明雄　　16番　　河村　博

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長　岡　泰彦　　係長　山崎　雅樹　　専門員　今本　行紀　　主任　関友　健介
農林水産課　主任　森政　航太　　主任　大西　佐智恵

5. 審議事項

第24号議案　農地法第３条の規定による許可申請について
第25号議案　農地法第４条の規定による許可申請について
第26号議案　農地法第５条の規定による許可申請について
第27号議案　非農地証明申請について
第28号議案　農用地利用集積等促進計画案について
第29号議案　三原農業振興地域整備計画の変更について
第30号議案　三原市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

6. 報告協議事項

1.　農地法関係諸証明事務等について
2.　その他

7. 議事の内容

開会　午後２時00分

－議長開会挨拶－

議　長　　本日の出席委員は17名中、16名で定足数に達しておりますので、第５回総会は成立しております。なお、３番　久留本委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。
会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、10番 山本委員、16番 河村委員を指名します。

議　長　　これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。
議事日程は、日程第１を第24号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第５第28号議案及び日程第６第29号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議　長　　日程第５　第28号議案を上程します。
農用地利用集積等促進計画案について、三原市長からの諮問です。
第28号議案に係る、資料28の第１番から第152番について審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第１項の「議事参与の制限」の規定により

3回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局　それでは議案書7ページをご覧ください。第28号議案農用地利用集積等促進計画案について説明します。
この農用地利用集積等促進計画案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定をおこなうため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求めるものです。
今回、農地中間管理機構を通して利用権を設定する農用地は、議案書中段の地域別面積集計とおりで、全体で
合計152筆、面積326,088.30㎡が提出されています。
全体説明は以上です。

議　長　これからは、個別に審議します。
はじめに、資料28の第7番から第13番を審議しますので、○○番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議　長　担当者の説明を求めます。

事務局　資料28の1ページをご覧ください。
第7番から第13番までは、高坂町真良○○　外6筆　面積11,109㎡について、有限会社○○を借り手として農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。
有限会社○○にかかる説明は以上です。

議　長　担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
○○番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議　長　続いて、資料23の第34番から第59番を審議します。こちらは私の関係の議事になりますので、退席いたします。この間、副会長が議長の職務を代理します。

・・・会長退席、議長交代・・・

副会長　それでは、担当者の説明を求めます。

事務局　資料28の2ページから3ページまでをご覧ください。
第34番から第59番までは、久井町下津○○　外25筆　面積50,053㎡について、農事組合法人○○を借り手として農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。
農事組合法人○○にかかる説明は以上です。

副会長　担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

副会長　　質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

副会長　　挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
会長は、入室してください。

・・・委員入室、議長交代・・・

議　長　　続いて、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、残りの案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局　　資料 28 の 1 ページから 6 ページまでをご覧ください。
先程審議いただいた番号を除く案件について説明します。
三原地域から小坂町〇〇　外 6 筆　面積 14,270 ㎡
本郷地域から本郷北 3 丁目〇〇 外 1 筆　面積 1,829 ㎡
久井地域から久井町吉田〇〇　外 16 筆　面積 12,460 ㎡
大和地域から大和町上徳良〇〇　外 92 筆　面積 236,367.30 ㎡
合計 119 筆　264,926.30 ㎡について農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。
農地の貸手、借手、設定する利用権の内容については、資料 28 に記載の通りです。
以上で農用地利用集積等促進計画の案について説明を終わります。

議　長　　担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

15 番　　第 70 件から第 150 件の借手である合同会社〇〇について、法人の概要とこの利用権設定の内容を教えてください。

事務局　　合同会社〇〇は、大和町の認定農業者である〇〇が代表を務める法人で、昨年設立されました。この利用権は、〇〇が個人で設定していた利用権を、法人名義に付け替える内容の申出です。

議　長　　他に質疑のある方は挙手願います。

19 番　　第 15 件について、田 103 ㎡の借賃が 90,000 円と高額だが、どのような賃貸借の内容なのかを知りたい。

事務局　　資料 28 の、「設定する利用権」欄の借賃は 10a 当たりの金額を記載しています。第 15 件について、農地中間管理事業による農地貸借申出書に記載されている内容を確認したところ、借賃は年間 9,270 円となっており、登記面積 103 ㎡を 10a に割り戻して計算した借賃 90,000 円を記載しています。

議　長　　他に質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議　長　　他に質疑がないようなので、これより採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、第 28 号議案は全て原案のとおり承認されました。

議　長　　次に、日程第 6　第 29 号議案を上程します。
三原農業振興地域整備計画の変更について、三原市長からの諮問です。
担当者の説明を求めます。

事務局　　議案書 8 ページをお開きください。第 29 号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮

問について説明いたします。
　この三原農業振興地域整備計画の変更は「農業振興地域の整備に関する法律」によるものであり、三原市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、令和8年5月11日付け文書番号三農水第249号にて意見を求めるものです。
　先日議案書とともに送付いたしました、資料29をご覧ください。
　三原農業振興地域整備計画変更の農用地区域除外申出等について説明します。除外については、農用地区域除外申出によるもの12件、農業委員会から行われた非農地証明によるもの1件の計13件を記載しております。また、農用地区域用途区分変更申出によるもの計3件を記載しております。面積は除外申出によるものが9,957㎡、非農地証明によるものが11,727㎡、合計で21,684㎡、用途区分変更申出によるものが合計で596.53㎡です。
　地域別では、除外申出によるものが、三原地域で2件、1,103㎡、本郷地域で3件、2,011㎡、久井地域で4件、5,322㎡，大和地域で3件、1,521㎡、非農地証明によるものが、三原地域で4,113㎡、久井地域で2,756㎡、大和地域で4,858㎡となっております。
　続いて、用途区分変更申出によるものが、久井地域で1件、288㎡、大和地域で2件、308.53㎡となっております。
　以上で、第29号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明を終わります。

議　長　　担当者の説明が終わりました。
　これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
　本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
　よって、第29号は原案のとおり承認されました。

議　長　　ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議　長　　次に、日程第1　第24号議案を上程します。
　農地法第3条の規定による許可申請について、第42件から第49件を審議します。
本議案も「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議します。
はじめに、第48件を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議　長　　事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書2ページをご覧ください。
第24号議案　農地法第3条の規定による許可申請 第48件について説明します。
第48件は、〇〇から、大和町の〇〇が、大和町大草〇〇　地目：畑　27㎡について、居住地に近く耕作に便利なため譲り受け、耕作管理するものです。

本件は、農地法第3条の許可要件を満たしています。
第48件の説明は以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
　委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議　長　　補足説明がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議　長　　続いて、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、残りの案件について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局　　第 42 件は、〇〇から、本町 3 丁目の〇〇が、本町 3 丁目〇〇外 4 筆　地目：田 1 筆、畑 4 筆、合計 648 ㎡を、相手方の要望を受けて譲り受け、新規就農するものです。
第 43 件は、〇〇から、小坂町の〇〇が、小坂町〇〇　地目：田　539 ㎡を、隣接する家屋とともに譲り受け、新規就農するものです。
第 44 件は、〇〇から、宗郷 5 丁目の農事組合法人〇〇が、沼田東町片島〇〇外 4 筆　地目:田　合計 9,750 ㎡について、相手方の要望を受けて農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 45 件は、〇〇から本郷北 4 丁目の〇〇が、本郷北 4 丁目〇〇　地目：畑　95 ㎡について、居住地に近く便利なため譲り受け、耕作管理するものです。
第 46 件は、〇〇から、本郷町の〇〇が、本郷町南方〇〇外 2 筆　地目：田 1 筆、畑 2 筆、合計 791 ㎡について居住地から近く農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 47 件は、〇〇から、久井町の〇〇が、久井町和草〇〇　地目:畑　357 ㎡について、居住地に近く相手方の要望を受けて譲り受け、耕作管理するものです。
第 49 件は、〇〇から、東広島市の〇〇が、大和町平坂〇〇　地目：畑　190 ㎡を、隣接する家屋とともに譲り受け、新規就農するものです。
以上、申請案件は全て農地法第 3 条の許可要件を満たしています。
農地法第 3 条の許可申請についての説明は以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議　長　　ないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　全員挙手であります。
よって、第 24 号議案は、全て原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議　長　　次に、日程第 2　第 25 号議案を上程します。
農地法第 4 条の規定による許可申請について、第 4 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書 3 ページをお開きください。第 25 号議案　農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。
第 4 件は、〇〇が、本郷南 7 丁目〇〇　地目：畑　25 ㎡について、墓地に転用するもので、内容は、墓石 1 基、灯籠 2 基、墓誌 1 基です。
申請地の農地区分は、第 3 種農地です。

許可基準は、農地法第4条第6項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。
農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・「挙手なし」・・・

議　長　　補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・挙手なし・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議　長　　次に、日程第3　第26号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第44件から第49件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書4ページから5ページをご覧ください。
第44件は、○○から、○○が、深町○○　地目：田　963㎡について、所有権の移転を受け、駐車場、資材置場等に転用するもので、内容は、駐車場9区画、産廃BOX2基、アルミ板等金物類9㎡、足場･仮設用資材12㎡、事務所1棟、倉庫2棟です。
第45件は、○○から、○○が、小坂町○○　地目：田　133㎡について、所有権の移転を受け、駐車場等に転用するもので、内容は、駐車場3区画、物置1棟、ゴミステーション1基です。
なお、本案件は、転用の許可を得ることなく、物置を設置していることから、始末書を求め、提出されています。
第46件は、○○から、有限会社○○が、幸崎能地5丁目○○外1筆　地目：畑　合計78.61㎡について、所有権の移転を受け、庭敷に転用するものです。
第47件は、○○から、株式会社○○が、本郷町本郷○○外3筆　地目：田2筆、畑2筆　合計554㎡(東本通土地区画整理事業区域内○○街区○○-○○外2筆　合計423.80㎡)について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、建売住宅3棟、駐車場6区画です。
第48件は、○○から、株式会社○○が、本郷町南方○○外1筆　地目：田　合計1,313㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設等に転用するもので、内容は、太陽光パネル168枚、7棟、発電量49.5kW規模で、アルミ架台、フェンス47.2㎡、防草シート、接続用ピン42.5㎡を資材置場として利用予定です。
第49件は、○○から、認可地縁団体○○が、久井町和草○○　地目：畑　309㎡について、所有権の移転を受け、植栽に転用するもので、内容は、桜10本です。
最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。
農地区分については、第45件が1種農地、第47件が第3種農地で、その他の案件については、全て第2種農地です。
許可基準については、第45件が、第1種農地の不許可の例外規定:農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。第47件は、農地法第5条第2項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。その他の案件については、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。
農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・「挙手なし」・・・

議　長　　ないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決された議案のうち、第1種農地である第45件については、農地法第5条第3項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議　長　　異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議　長　　次に、日程第4　第27号議案を上程します。
非農地証明申請について、第12件から第13件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書6ページをご覧ください。第28号議案　非農地証明申請について説明します。
第12件は、○○から、沼田東町納所○○　地目：畑　492㎡について、平成16年頃から耕作放棄し、現況：山林として申請されています。
第13件は、○○から、大和町平坂○○外1筆　地目：畑　合計1,191㎡について、平成15年頃から耕作放棄し、現況：原野として申請されています。
申請地の農地区分は、全て第2種農地です。
非農地証明申請についての説明は以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・「挙手なし」・・・

議　長　　補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、第27号議案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議　長　　次に、日程第7　第30号議案を上程します
三原市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書9ページをご覧ください。

第30号議案　三原市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について説明いたします。
この改正は、国による農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用についての一部改正及び各種国通知改正の押印廃止に伴い、基準を改正するものです。
具体的には、令和5年4月1日付けで施行された、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、地域計画が策定された地域内の農地の貸し借りが、農地中間管理機構を通じた手続きに統一されたことによる様式の該当箇所の文言等の削除です。
改正の内容については、議案に記載の改正内容及び議案と共に送付している、資料30「三原市農業委員会農地移動適正化あっせん基準　新旧対照表」をご覧ください。
1　様式第6号の表（4）中「農業経営基盤強化促進法第18条農用地利用集積計画作成予定」及び同列「年月日」を削除する。
2　様式第6号の表中「農業経営基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画公告年月日」及び同行「年月日」を削除する。
3　様式第6号及び様式第7号中「押印欄」を削除する。
4　様式第9号の年度農地移動適正化あっせん事業実績の表中（ ）を全て削除する。
5　様式第9号の年度農地移動適正化あっせん事業実績の（注意事項）1を削徐し、2から5をそれぞれ1から4とします。
なお、基準の改正について、本日の審議で議決されましたら、広島県知事に認定申請し、認定を受けた日から施行し、適用する予定です。
三原市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正についての説明は以上です。

議長　事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

19番　資料30の1ページ、新旧対照表の様式第6号の表中「農業経営基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画公告年月日」及び同行「年月日」を削るとあるが、「農地法第3条許可年月日」欄は残るのか。

事務局　「農地法第3条許可年月日」欄は残ります。様式第6号の表中「農業経営基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画公告年月日」及び「年月日」が記載されている行を削除します。

他に質疑がある方は挙手願います。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長　他に質疑がないようなので、これより採決に入ります。
本案を、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　挙手全員であります。
よって，本議案は原案のとおり決定することに決しました。

議　長　以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局　1　農地法関係諸証明事務等について
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出)　16件
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理　3件
○農地改良届出受理　1件
○取消願　1件
○取下願　1件
○登記官等からの農地転用事実等に関する照会　2件

事務局　2　その他
○今後の日程
令和8年第6回定例総会　6月25日（木）15時30分

議　長　その他、何かありませんか。

無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会　午後 2 時 48 分

令和 8 年 6 月 25 日

議　長（会長）

議事録署名者

同　　上